

広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 28 年 9 月 30 日
広島県・今治市国家戦略特別区域会議

- 2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容
- (2) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業
内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例
（国家戦略特別区域法第 19 条の 2 に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）
区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後 5 年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】
- ③ うずの鼻コミュニケーションズ株式会社（愛媛県今治市、平成 26 年 4 月 14 日設立）
- (4) 名称：特定非営利活動法人設立促進事業
内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例
（国家戦略特別区域法第 24 条の 4 に規定する特定非営利活動法人設立促進事業）
新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、愛媛県が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、今治市においては、2 月から 2 週間に短縮する。【直ちに実施】